

## 信用状確認保険（外貨建対応方式）特約書

令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00020

### （この特約書の対象）

**第 1 条** この特約書は、信用状確認保険約款（令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00019。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約であって、表示通貨がアメリカ合衆国ドル又はユーロであるものを対象とする。

### （保険価額）

**第 2 条** 約款第31条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、保険価額は、表示通貨で表示された確認金額を、信用状確認を行った日における邦貨換算率（1 外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に 2 を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

### （保険金額）

**第 3 条** 保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

### （てん補責任額）

**第 4 条** 約款第31条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は発行銀行から支払を受けるべき期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

### （保険料）

**第 5 条** この特約書を附帯する場合において、保険料の算出に当たり用いる保険金額の基礎となる保険価額の換算率は第 2 条に定める邦貨換算率を用いることとし、同条に定める上限邦貨換算率は用いない。

### （失効）

**第 6 条** 確認信用状の条件変更により表示通貨がアメリカ合衆国ドル又はユーロ以外の外貨となった場合、当該条件変更の日からこの特約書は効力を失う。

### （この特約書に定めのない事項）

**第 7 条** この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、約款の規定を適用する。

### 附 則

この特約書は、令和 6 年 3 月 15 日から実施する。